第５号様式（第６条関係）

藤生環指第 1-　5　号
令和8年4月1日

一般廃棄物（ごみ）処理業許可証

住　所　御前崎市宮内２４８番地の５

氏　名　㈱アドバンス中部サービス
代表取締役　高瀬 晴康

令和8年3月6日 付け申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により次のとおり許可します。

令和８年４月１日
藤枝市長　北村正平

記

住所または所在地	御前崎市宮内２４８番地の５
氏名又は名称及び代表者氏名	㈱アドバンス中部サービス　代表取締役　高瀬 晴康
取り扱う廃棄物の種類	・一般廃棄物（ごみ）　－可燃ごみ、紙くず、缶、瓶、ペットボトル、金物、鉄くず、ガラス、木くず・剪定枝、陶器くず－ ・特定家庭用機器再商品化法対象物
業務の内容	収集・運搬
業務の区域	藤枝市全域
許可の期限	令和１０年３月３１日
許可の条件	・関係法令遵守 ・毎月１０日までに翌月の業務計画書及び前月分の業務状況報告書を提出すること ・一般廃棄物の保管は禁止する ・一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること
変更の履歴	